

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

令和元年11月22日

金 曜 日

第 4570 号

目 次

教育委員会規則

○富山県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則 1

告 示

○自衛官候補生の採用試験の試験期日並びに試験場の位置及び名称等 2

○土地改良区の定款変更の認可 3

公 告

○開発行為の工事完了

○富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施 4

教育委員会公告

○教育職員免許状の失効 7

規 則

富山県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和元年11月22日

富山県教育委員会

教育長 伍 嶋 二 美 男

富山県教育委員会規則第 6 号

富山県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

富山県教育職員免許状に関する規則（昭和43年富山県教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

様式第4号中「第 7 号」を「第 6 号」に改め、「(3) 成年被後見人又は被保佐人」を削り、「(4) 禁錮」を「(3) 禁錮」に、「(5)」を「(4)」に、「(6)」を「(5)」に、「(7)」を「(6)」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年12月14日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の富山県教育職員免許状に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

~~~~~  
告 示  
~~~~~

富山県告示第484号

自衛官候補生の採用試験の試験期日並びに試験場の位置及び名称等について

自衛隊法施行令（昭和29年政令第 179号）第 117条及び第 118条の規定により、自衛官候補生の採用試験の試験期日並びに試験場の位置及び名称等を次のとおり定めたので告示する。

令和元年11月22日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 募集種目

自衛官候補生（男女）

- 2 試験期日

令和元年12月 7 日（土）

- 3 受付締切日

令和元年12月 4 日（水）

- 4 試験場の位置及び名称

石川県金沢市野田町 1 - 8 陸上自衛隊 金沢駐屯地

- 5 郵送及び問合せ先

〒930-0856

富山県富山市牛島新町 6 - 24

自衛隊富山地方協力本部 募集課

電 話 (076) 441-3271 (代)

F A X (076) 441-3271

富山県告示第485号

土地改良区の定款変更の認可について

滑川中部土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、令和元年11月14日認可した。

令和元年11月22日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第486号

土地改良区の定款変更の認可について

朝日町土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、令和元年11月13日認可した。

令和元年11月22日

富山県知事 石 井 隆 一

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

令和元年11月22日

富山県知事 石 井 隆 一

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
射水市若林202番 2			射水市若林 201番地	多田 悟

射水市戸破字四反田779番2、779番3、780番3及び780番4			射水市戸破 779番地1	松 祝人
黒部市立野168番1外46筆並びに堀切910番1外25筆	同 左	道 路	魚津市住吉 270番地2	有限会社ダイケン

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の6 第 1 項の規定により公告する。

令和元年11月22日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

- (1) 調達物品等の名称及び数量
富山県漁業調査新船 一式
- (2) 調達物品等の規格、機能、性能等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
契約締結の日から令和3年2月26日（金）まで
- (4) 納入場所
契約担当者が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成31年富山県告示第 173号）第 1 の規定に該当しない者であること。
- (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 漁業調査あるいは海洋調査等を目的とするFRP船で、この入札に係る船舶と同等規模以上のものを建造した実績を有する者であること。

3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、所定の入札参加資格確認申請書を提出し、入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

なお、期限まで当該申請を行わない者又は入札資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

また、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札参加資格確認申請書の提出の期限及び場所

- (1) 期限 令和元年12月3日(火) 午後5時
- (2) 場所 5の(1)に掲げる入札説明書等の交付場所

5 入札説明書等の交付に関する事項

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-0004 富山市桜橋通り5番13号
富山興銀ビル4階
富山県農林水産部水産漁港課
電話 076-444-3292（直通）

- (2) 入札説明書等の交付方法

令和元年11月22日(金)から同年12月3日(火)までの間(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から正午まで及び午後1時から5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

6 入札及び開札の日時等

- (1) 入札書の提出方法

ア 入札書は、郵送により提出する場合を除き、入札の日時に入札の場所へ持参して提出すること。

なお、電報及び電送による入札書の提出は認めない。

イ 郵送による入札書の提出を希望する場合の提出期限、提出方法及び提出場所

(ア) 提出期限 令和元年12月9日（月）午後5時（提出期限までに必着とすること。）

(イ) 提出方法 簡易書留郵便とする。

(ウ) 提出場所 〒 930-0004 富山市桜橋通り5番13号
富山興銀ビル4階
富山県農林水産部水産漁港課

(2) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時 令和元年12月10日（火） 午後2時

イ 場所 〒 930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

ウ 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、令和元年12月9日（月）午前10時までに、その旨を5の(1)の機関に届けるものとする。

7 入札保証金に関する事項

免除とする。

8 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

9 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の書類等の審査の結果この公告及び入札説

明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

11 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に関する書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続きの停止等を行うことがある。
- (5) その他詳細は、入札説明書による。

教育職員免許状の失効

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項第2号の規定により次の教育職員免許状は失効したので、富山県教育職員免許状に関する規則（昭和43年富山県教育委員会規則第8号）第18条の規定により次のとおり公告する。

令和元年11月22日

富山県教育委員会

1 失効した免許状

氏 名	庵 翔恵
本 籍 地	富山県

免許状の種類	教科又は 領 域	授与権者
中学校教諭1種免許状	数学	千葉県
高等学校教諭1種免許状	数学	千葉県
小学校教諭1種免許状	—	千葉県

2 失効の事由

教育職員免許法第10条第1項第2号に該当したため

3 失効年月日

平成30年 5 月30日

教育職員免許状の失効

教育職員免許法（昭和24年法律第 147号）第10条第1項第2号の規定により次の教育職員免許状は失効したので、富山県教育職員免許状に関する規則（昭和43年富山県教育委員会規則第8号）第18条の規定により次のとおり公告する。

令和元年11月22日

富山県教育委員会

1 失効した免許状

氏 名	山田 勇作	
本 籍 地	富山県	
免許状の種類	教科又は 領 域	授与権者
中学校教諭 1 種免許状	理科	富山県
高等学校教諭 1 種免許状	理科	富山県

2 失効の事由

教育職員免許法第10条第1項第2号に該当したため

3 失効年月日

平成31年 3 月27日